

◎ 県営土地改良事業計画の変更についての公告

県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業 穴山地区）計画を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第四項の規定に基づく協議をしたいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定によりこの旨を公告し、変更後の当該計画の概要を縦覧に供する。

令和八年三月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎



一 縦覧に供すべき書類の名称

変更後の土地改良事業計画概要書

二 縦覧の期間

令和八年三月十七日から同年四月十五日まで

三 縦覧の場所

韮崎市役所

四 意見書の提出の方法等

変更後の当該計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、山梨県中北農務事務所を提出先として、書面にて意見書を提出してください。